

ご挨拶

一般社団法人民事信託推進センター
代表理事 押井 崇

民事信託は、判断能力の低下に備えて、ご自分の財産の管理を、今から信頼する方に託しておきたい場合、また、障害を抱えるお子さまの将来にわたる財産の管理を信頼する方に託したい場合など、いわゆる「福祉型信託」として、有効に活用されることが期待されています。

さらに、民事信託は、後見制度や遺言との親和性が高いので、それらを併用することによって、依頼者の思いに寄り添える可能性が一層高まります。また、事業承継の円滑化、地域の街づくりの支援、歴史的建造物等の保全など、福祉型信託以外の分野においても、民事信託の可能性は広がりを見せています。

民事信託に対する世間の関心や期待が高まるにつれて、信託の組成時や信託期間中に、当事者に対し、適切な支援を行える専門家の育成及び人材確保は恒久的に求められています。

私たちは、引き続き民事信託の健全な発展に寄与するため、研究や研鑽を重ねるとともに、民事信託支援業務の専門家である民事信託士の育成にも取り組んで参ります。

出版物

- 有効活用事例にみる民事信託の実務指針(2016年6月発行)
- 民事信託実務ハンドブック(2016年7月発行)
- 賃貸アパート・マンションの民事信託実務(2019年7月発行)
- よくわかる民事信託-基礎知識と実務のポイント(2019年12月発行)
- 民事信託の適正活用の考え方と実務(2022年3月発行)

一般社団法人民事信託推進センターは、民事信託(主に信託業法の適用を受けない信託)の適正な活用をとおして、市民の権利の擁護と福祉の向上に寄与することを目的とした団体です。

具体的には、民事信託に関する研究、研鑽の成果を、研修会の開催や書籍の出版等をとおして周知を図ること、また、民事信託士の育成及び指導等をとおして専門家の人材確保と資質の向上を図ること等に取り組んでいます。

民事信託士とは

民事信託に関するプロフェッショナルとして、民事信託推進センターの検定に合格し、登録している司法書士・弁護士のことを民事信託士と言います。

当センターでは、「民事信託士」とは、“信託業法の適用を受けない民事信託に関して、当事者の依頼により、民事信託に関する相談業務やスキーム構築のほか、受益者保護や信託事務遂行の監督等の業務を行う者としての受益者代理人・信託監督人、信託事務受任者(信託法第28条)を担える者”と定義しており、平成26年8月には名称の登録(商標登録番号第5695875号)をしています。

民事信託士は法令を遵守し、高い倫理感をもって社会に正しい民事信託制度を推進する役割を担っています。

一般社団法人 民事信託推進センター

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目16番13号
ランディック日本橋ビル3階

✉ con@civiltrust.com (事務局)

<https://civiltrust.com/>



一般社団法人 民事信託推進センター

民事信託の担い手である「民事信託士」の育成を通じて、高齢者・障害者支援目的をはじめとする適正な信託の利用を促進します。

一般社団法人民事信託推進センター

民事信託士のご案内